保育所入所認定調書

住　　所	保護者氏名	児童名　・年齢	希望園名
市　　町		・　歳	①　　園
		・　歳	②　　園
（電話　　）		・　歳	③　　園

区分	保育困難事由	保護者の状況	基準指数	父親	母親	評点計	保育認定
1	居宅外労働（居宅外自営） 内定・予定は基準指数−2点	週５日以上１日平均８時間かつ月160時間以上の就労を常態としている	10	点	点	点	標準時間
		週５日以上１日平均６時間かつ月120時間以上の就労を常態としている	9				
		上記には該当しないが、月120時間以上働いている	8				
		週４日以上１日平均６時間かつ月96時間以上の就労を常態としている	7	点	点	点	短時間
		週４日以上１日平均４時間かつ月64時間以上の就労を常態としている	6				
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている	5				
2	居宅内労働（居宅内自営）農業・内職を含む 内定・予定は基準指数−2点	週５日以上１日平均８時間かつ月160時間以上の就労を常態としている	9	点	点	点	標準時間
		週５日以上１日平均６時間かつ月120時間以上の就労を常態としている	8				
		上記には該当しないが、月120時間以上働いている。	7				
		週４日以上１日平均６時間かつ月96時間以上の就労を常態としている	6	点	点	点	短時間
		週４日以上１日平均４時間かつ月64時間以上の就労を常態としている	5				
		上記には該当しないが、月64時間以上働いている	4				
3	求職活動中	公共職業安定所の記録等により定期的に求職活動が認められる	2	点	点	点	短時間
		求職活動中（上記以外の申立てによる）	1				
4	出　産	出産（予定）日前6週間、産後8週間	7	点	点	点	標準時間
5	保護者の疾　病	１か月以上の入院または入院見込み、寝たきり	10	点	点	点	標準時間
		１か月以上の居宅内療養（安静を要すると診断されている、または日常生活動作に支障をきたしている）	8				
	保護者の障がい	「身体障害者手帳１～２級」「聴覚障害者１～３級」「精神障害者保健福祉手帳」「療育手帳Ａ」「介護保険の要介護度が３～５」のいずれかに該当し、保育に耐えられない程度の障がいがある	10	点	点	点	
		上記以外で保育に耐えられない程度の障がいがある	7				短時間
6	親族の介護・看護	親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている（要介護５・４）	10	点	点	点	標準・短（区分2準用）
		親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている（要介護３）	8				
		親族の介護、施設への送迎、付き添い等に常時あたっている（要介護１・２）	7				
		親族が長期入院しており、常時付き添いを必要とする	10				
		親族の通院加療及び自宅療養のため保育にあたれない	8				
		上記以外で必要とする場合	4				
7	災　害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育できない	10	点	点	点	標準時間
8	就学等	日中、就学・技能習得等のため、保育できない(通信を除く)	区分１準用	点	点	点	標準・短
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条または配偶者虐待暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	10	点	点	点	標準時間
10	父母がいない	ひとり親世帯または両親がいない（令和　　年　　月　　日～） (死亡、離婚、離婚調停中、未婚、行方不明、別居、拘禁等のため)	10	点	点	点	
11	現在の状況	父・母・父方祖父母・母方祖父母・その他（　　）が保育	0	備考		点	
		常時、企業内託児施設または無認可保育所を利用（月64時間以上） ※利用料領収証の写しを添付	1				
		保護者が勤務地に連れて行き保育（自営業,自宅,実家が勤務地は除く）	2				
		就学を控えている、または集団保育が必要である	7				
12	兄弟姉妹の状況	年中児以下の兄弟姉妹と同じ園を希望で、区分１・２が標準時間認定	6			点	
		年中児以下の兄弟姉妹と同じ園を希望で、区分１・２が短時間認定	3				
		兄弟姉妹同時申請（　　歳児　氏名　　）	0				
		兄弟姉妹が家庭内で保育されている（氏名　　歳）	−2				
13	同居の祖父母 父方・母方 ↑ 該当に○	祖父〔　　歳〕・祖母〔　　歳〕				点	
		祖父母のいずれかが65歳未満で、保育に専念できる	−10				
		祖父母のいずれかが65歳未満で、ある程度保育できる	−2				
		保育困難〔困難事由〕	0				
	別居の祖父母 ↑ 父方・母方 該当に○	祖父母のいずれかが65歳未満であり、公道を使用せず行き来できる別居で、保育に専念できる	−10			点	
		祖父母のいずれかが65歳未満で、保育に専念できる	−2				
		祖父母のいずれかが65歳未満で、ある程度保育できる	−1				
		保育困難〔困難事由〕	0				
		父方　祖父〔　　歳〕職業等　　**祖母**〔　　歳〕職業等 住所					
		母方　祖父〔　　歳〕職業等　　**祖母**〔　　歳〕職業等 住所					

送迎について	送迎予定者	父・母・祖父・祖母・その他（続柄等　　）				
	送迎方法	自動車・自転車・徒歩・バス				
	車での送迎	可（父・母・祖父・祖母・その他）　／　不可	面接日	面接担当者	総合点数	認定
特記事項	保育料滞納　有・無 生活保護世帯　該当・非該当	延長保育希望　有・無			調整点数 （有・無） 点	標準時間 短時間 3号 2号 1号
	転入　令和　年　月　日 （　　）から転入	前年度1月1日の住所地 都・道府・県（　　市・区町・村）				

※保育標準時間：11時間　保育短時間：8時間

3号：0歳～満3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）の前日、2号：満3歳に達する日（3歳の誕生日の前日）～就学前、1号：教育標準時間

＜調整点数表＞

区分		状況	点数
A	危険物取扱	居宅内労働で有害物、危険物を取り扱う業種で児童にとって危険である	1
B	居宅外自営の所在地	居宅外自営で仕事場と居宅が同じ敷地内または隣接地にある	−1
C	障がい児	児童または児童と生計を一つにしている児童が障がいのため、保護者の就労が制限される	1
D	通院回数	保護者の疾病の程度が週4回以上の通院を必要とされる	1
E	生活保護	経済的自立のため緊急に就労を要する	1
F	所得資料の有無	(転入者)市民税課税証明(控)の提出ができない、もしくは収入実績等がない、または就労証明書の就労状況(日数・時間)に対し、就労(収入)実績に整合性がない	−3
G	保育料未納世帯	未納の保育料が3ヶ月分以上あり、かつ納付の相談が無い。又は、未納保育料の納付約束を履行しない	−10
H	多子世帯	こどもが3人以上いる多子世帯である	1
I	多胎児	多胎児の申請である	1
J	保護者が保育士等	保護者が栃木市内の認可保育施設で保育士・看護師として就労している、または就労予定である (区分1により、短時間相当の場合は3点)	6
K	入園辞退	入園内定後に辞退し、他の保育施設を希望した場合	−10
		調整点数　計	

（備考）調整点数において、同時に複数該当する場合は、該当するもの全てを加(減)算したものを世帯の調整点数とする

＜家計主宰者の確認＞　保護者の所得で生活が困難と思われる場合

① 祖父母との同居	同居している　　同居していない
② 税の申告で児童を扶養控除をしている人	父　母　祖父　祖母　その他（　　）
③ 児童の加入している健康保険	父　母　祖父　祖母　その他（　　）
④ 食費を主に支出している人	父　母　祖父　祖母　その他（　　）
⑤ 電気水道ガス代を主に支出している人	父　母　祖父　祖母　その他（　　）

＜特記事項等＞

＜総合点数が同点の場合の優先順位＞

基準指数の項目（保育困難事由）別に優先する

9(虐待・DV)＞10(父母がいない)＞5(疾病・障がい)＞1，2(就労)＞6(介護・看護)＞4(出産)＞8(就学)＞7(災害)